第2回 ODA 政策協議会 議題提案

1) 議題案名: 第4回援助効果ハイレベルフォーラム(釜山 HLF)の評価

2) 議題の背景:

2003 年から行われている、援助効果ハイレベルフォーラム (HLF)は、2005 年のパリ宣言、2008 年のアクラ行動計画と、MDGs 達成を目標に、OECD ドナーの援助を被援助国のオーナーシップのもとに整合、調和させることを主眼に議論が進められてきた。この間、特に被援助国側は合意に基づき、オーナーシップを高めるべく、援助受け入れ態勢を強化してきた。しかし、今般韓国に手開催された第 4 回会合は、経済危機の G20 台頭などの国際的な政治経済上の勢力関係の変化を反映して、アクターが多様化し、議論の軸も移動した。

釜山 HLF での合意内容は、貧困削減、ひいてはより広範な途上国開発、そして我が国の今後の ODA 政策にとって、どのような機会と課題を投げかけることになったのか、NGO と外務省の間で意見交換をしたい。

3) 議題に関わる問題点(議題にあげたい理由):

アクラまでの HLF では、「MDGs 達成のための援助」という前提で援助改革が話し合われてきたが、 釜山に向けたプロセスにおいては、非 DAC の開発協力供与国、民間セクター、CSOs などの取り込みを 優先するために、開発の目的や、パリ以降の様々な原則やコミットメントを緩めようという力学が強く 働いた。

ドナー間政治において、このような動きになることは理解しうることであり、また、途上国開発に影響を強めるアクターを包含するルールが必要なことも論をまたないが、その政治力学を優先するあまりに「貧困削減」という援助の目的や、その目的から導き出された各アクターの行動変容などの原則や指標が大きく変わってしまうのであれば、既存の DAC ドナーの援助効果を含めて、大きな後退を意味し、途上国の開発現場に与える影響が悪化することが懸念される。

- 4) 外務省への事前質問(論点を詰めるために事前に確認しておきたい事実関係など):
- ・ 日本政府としての、釜山 HLF の成果と課題の評価について伺いたい。(日本として主張した点は釜山 宣言に盛り込まれたのか、交渉に難航したのはどのような点かなど)
- ・ NGO と外務省は釜山 HLF に向けて、アドホックに援助効果意見交換会を開催してきたが、釜山 HLF 終了後に、再度、援助効果意見交換会を少なくとも1回開催し、NGO と外務省で評価と意見交換を行うことが有意義と考える。ぜひ意見交換会の開催についてご検討いただきたい。
- 5) 議題に関わる論点
- ① BOD の中の重要な項目についての評価および今後の課題(質問)(数字はパラグラフ番号)
- ・ 日本政府としての、釜山 HLF の全体的な評価(成果と課題) について伺いたい。
 - ▶ 日本として主張した点は釜山宣言に盛り込まれたのか、交渉に難航したのはどのような点かな

J.

- ▶ 特にルワンダやホンジュラスなどの途上国側と我が国の当初の主張の主な相違点は何か、また 我が国はどのように対応したか。
- ・ BOD に含まれた個別課題の中で、特に以下の点について、合意内容に対する評価と、これを受けた 今後の我が国取り組みにおける変化の有無・如何について伺いたい:
 - ▶ 中所得国の開発援助供与国の実質的深化に向けた戦略(2、8、14)
 - ◆ 釜山では「自発的」という文言の挿入で交渉の難局を乗り切ったが、今後これら供与国による、国際的に共有された開発目標やBODの合意内容へのコミットメントを確保する上で、 我が国はどのような戦略を描いているか。
 - ▶ オーナーシップ、成果、アカウンタビリティ(18)
 - ◆ リスク管理型アプローチによる制度強化(a)、被援助国主導の成果枠組みへのアラインメント(b)、現地経済の活性化の効能が強調されたアンタイド化(e)について、今後我が国はどのように取り組んでいくことになるか。
 - ▶ ジェンダー平等と女性のエンパワメント (20)
 - ◆ 性別の非集計データ活用の加速化・深化について、今後我が国の国別援助方針や事業展開 計画にどのように反映していく見込みか。
 - ▶ 民主的オーナーシップ (21 及び 22)
 - ◆ 当該パラは被援助国の民主化や民主的プロセス強化へのドナーの貢献強化を謳っているが、 従来こういった関与に必ずしも積極的ではなかった我が国として、どう取り組んでいくこ とになるか。特に、22-a に鑑み、被援助国 CSO によるアドボカシー活動に対する支援や、 CSO の活動に影響を及ぼす国内法に関する当該国政府との対話などに、より積極的に関与 する可能性はあるか。
 - ◆ 22-b に鑑み、『CSO 開発効果イスタンブール原則』と『国際枠組み』について日本政府と して賛同し、外務省のウェブサイトへの掲載、現地大使館や JICA 事務所などへの周知をお 願いできないか。(JANIC 提言書を参照のこと)
 - ▶ 透明性、責任ある協力 (23~25)
 - ◆ 将来的な援助フローに関する情報の提供(23·c)及び3·5 カ年指示的支出/実施計画の2013年までの提供に向けた具体的取り組みについて伺いたい。
 - ▶ 南南協力(30、31)(特に、援助効果原則との関係)
 - ◆ 釜山 HLF では、日本政府がこれまで国際的な議論を主導してきた、南南協力/三角協力が 注目された。今後、南南協力/三角協力をさらに推進していくために、日本の南南協力/三角 協力の評価を、現地の人々や CSO を含めた形で丁寧に行い、その成果と課題を明らかにす るべきと考えるが、すでに予定されている取り組みがあれば伺いたい。
 - 民間セクター(32)
 - ◆ 我が国としても『MDGs 官民連携ネットワーク』を立ち上げるなど、開発協力への民間セクターの関与強化を積極展開しているところ、我が国民間セクターの活動が、パラ 3 で強調されている「人権、ディーセント・ワーク、ジェンダー平等、環境持続可能性、および障がいに関する国際的コミットメント」の促進に寄与するために、どのような取り組みを

考えているか。

- ・ 合意内容の実施プロセスについて (35、36) (別添のオックスファム提言書を参照のこと)
 - **2012** 年 6 月までに合意することになったグローバル・レベルの "selective and relevant" な進 捗指標群について (35-b、36-c)、我が国はどのような数、内容を想定しているか。
 - ▶ 『効果的な開発協力のためのグローバル・パートナーシップ』の具体的役割・効力、構造、位置づけ(OECDやUNDP、UNDCFとの関係において)について(36)、どのようなあり方が望ましいと考えるか。

② NGO との対話の継続(依頼)

・援助効果意見交換会は、釜山 HLF までの全 6 回で終了したが、来年 6 月まで日本国内においても外務省と NGO が協力し、釜山成果文書のフォローアップをしていくべきと考える。しかし、既存の定期協議会の会合で援助効果の件を継続してじっくりとした議論するのは、他の議題との兼ね合いの制約上、困難と思われる。そのため、既存の定期協議会を30分~1 時間程度延長して援助効果に関する意見交換の機会を設けるか、または別途アドホックな意見交換の機会を数回設けるなど、何らかの場の設定が必要と考える。

③ その他

釜山成果文書の邦訳版公表について

・ 12月10日現在、外務省のウェブサイトには紹介されていないが、今後翻訳・掲載する予定はあるか。

共同提案:

特定非営利活動法人オックスファム・ジャパン

アドボカシー・マネージャー

山田 太雲

TEL: 03-3834-1556 FAX: 03-3834-1025

e-mail: takumo@oxfam.jp

特定非営利活動法人国際協力NGOセンター(JANIC)

調査・提言グループ マネージャー

水澤恵

Tel: 03-5292-2911 Fax: 03-5292-2912

e-mail: miya-m@janic.org